

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十五号

奈良県警察手数料条例の一部を改正する条例

奈良県警察手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の表十二の項及び十三の項中「第百四条の四第六項」の下に「（法第百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十条第一項中「第百四条の四第六項」の下に「（法第百五条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項の表五の項中「三千五百円」を「二千二百五十円」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。